

DVDライブラリ設置運営要領

1 目的

人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会の実現を目指し、利用者サービスの向上の一環として、「交通安全DVDライブラリ」（以下、「ライブラリ」という。）を三重県交通安全研修センターに設置する。

2 事業

ライブラリに関する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) DVDの貸出し
- (2) DVDの視聴

3 利用対象者

ライブラリの利用対象者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 貸出しに関しては、事業者、学校等各種団体に限るものとする。
- (2) 視聴に関しては、利用を希望するすべての者とする。

4 貸出し等

- (1) 貸出し及び視聴は、無料とする。
- (2) 貸出しを希望する利用者は、交通安全DVDライブラリ利用申請書を提出しなければならない。
- (3) 視聴を希望する利用者は、センター受付窓口で申し出て、所長の指定する場所（視聴覚室等）で視聴するものとする。

5 貸出場所

- (1) 貸出し及び返却、視聴等の受付は、センター受付窓口において行う。
- (2) 配送を希望される際には、利用者が送料を負担するものとする。

6 貸出日時

- (1) 貸出し及び返却の受付は、土曜日、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日、日曜日の午前9時30分から午後4時30分までとする。
- (2) 視聴の受付は、日曜日の午前9時30分から午後15時30分までとする。

7 貸出枚数及び期間

貸出しは利用者1人2枚以内とし、貸出期間は2週間以内とする。

8 遵守事項等

利用者は、DVDを返却するまでの期間において、注意をもって管理するほか、DVDの使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用目的以外には使用しないこと。
- (2) 他に譲渡し、又は複製・転貸をしないこと。
- (3) 営利目的に使用しないこと。

9 損傷又は紛失

利用者は、貸出しを受けたDVDを損傷、または紛失したときには、速やかに三重県交通安全研修センターへ報告すること。

なお、損害賠償等について協議する。

附 則

この運営要領は、平成29年12月1日から施行する。